

1. システム運用状況について(温室効果ガス・エネルギー等の実績、環境活動状況、是正対応等)

区分	質問等(評価意見より抜粋)	回答及び補足説明
<p>温室効果ガス・排出量</p>	<p>競争入札を導入している施設においては、環境省が示す排出係数の代替値未満の事業者であることを入札参加条件としているものの、契約時では落札事業者の排出係数が代替値未満であったとしても、後に落札事業者の当該年度の排出係数最新値が代替値を上回ってしまう結果となっているケースがみられる。 こうしたケースを改善していくためには、環境配慮促進法で電力供給契約について導入されているように、契約時点での排出係数に加えて、未利用エネルギーの利用状況、再エネ導入状況等の要素の評価点と価格点とを総合評価するような仕組みを検討する必要があるのではないか。</p>	<p>電力調達に係る環境配慮契約については、CO2排出係数を基準とする方法のほか、再生可能エネルギーや未利用エネルギーなど複数の評価項目で評価する手法も検討しました。 検討においては、競争入札と随意契約とで同じ考え方とすることを重視した上で、再生可能エネルギー等の普及など環境配慮、CO2排出量削減への効果、コスト・契約の競争性、施設所管課の事務負担などによるメリット・デメリットを比較しました。 検討の結果、電力契約については少額の契約が多く競争性が低いこと、複数の評価項目による随意契約は事務が非効率であること、適切かつ効果的な評価項目の評点の設定には検証が必要であること、などを主な理由として、導入時にはCO2排出係数を基準とする方法を採用しました。 複数の評価項目により評価を行う場合で特に課題となる点として、CO2排出係数の高い事業者の入札参加も可能になるため、結果として現行よりCO2排出係数が高い事業者が選定されやすくなる見込まれること、逆に、評価基準を厳しくして参加事業者を限定する場合には、競争性が低くなることから、応札額が高くなる可能性も考慮されたことなどが挙げられます。 導入後の結果を検証し、国の政策や電気事業者の動向を確認・分析した上で、より適切な方法を検討していきます。</p>
	<p>随意契約で電力調達してきた施設については、まずは代替値未満の事業者との契約締結を原則とする(実績報告書P11)、これは随意契約は継続することなのか、競争入札を導入することなのか記載からは判然としません。</p>	<p>地方公共団体の契約は競争入札を原則としており、案件ごとに競争入札・随意契約それぞれの場合における比較検討を行っています。電力契約については、高圧電力の複数の施設をグループ化するなどして競争性を確保した場合に競争入札を行うこととしています。 随意契約においても、代替値未満の複数の事業者から見積りを徴取して事業者選定をすることで、適正な契約が行われる仕組みとしていますが、競争入札への変更も検討するよう併せて庁内には通知しています。</p>
	<p>「市庁舎では、一部の車両燃料が天然ガスからガソリン・軽油に変更になった」とあるが、市としての車両更新計画のなかで次世代自動車への買換えといったCO2削減につながる車両の導入はどのように位置づけられているのか。</p>	<p>次世代自動車への更新は、コスト面から実現が難しいものの、車両管理においては、燃費が改善された車種への更新により、CO2削減を進めています。2019年度からはリース車両の導入を始め、より短いスパンでの車両更新が可能となるため、燃費の更なる向上が期待できます。</p>
<p>廃棄物・紙資源</p>	<p>実績報告書P3に「資源」の紙購入量および「グリーン購入達成率」は、2018年度から集計手法を変更したことから、比較評価することは適切ではありません。」とあるが、いかなる趣旨でどのように集計手法を変更したかの説明を丁寧にすべきではないか。</p>	<p>※追加資料で対応</p>
	<p>集計手法の変更によって欠落してしまうデータ(色紙等のコピー用紙以外の紙類、グリーン購入物品の数量)を継続的に把握する方法がないかどうか、検討すべきではないか。</p>	<p>2018年度に更改した新財務会計システムは、それまで紙決裁も含めて行っていた物品購入の管理を全てシステム内に組み込む形で設計されました。その上で、グリーン購入の趣旨を考慮すると、物品の購入段階で必然的に適合性の確認を行えることが重要であるため、各課が行う一連の意思決定のプロセスであるシステム内に組み込むことを優先する判断を行いました。グリーン購入の数量カウントや紙類の集計対象外品目を今後システム外で管理することは、物品を購入する各課及び集計担当課の作業量が従前以上に増大することから、現在は予定していませんが、次のシステム更改においては課題として捉え、解決可能か検討していきます。</p>
	<p>そもそも新たな財務会計システムがいかなるものなのかを委員会においても紹介して欲しい。</p>	<p>※追加資料で対応</p>
	<p>小中学校のグリーン購入率が80%に達していない。調達にあたっての判断は各学校に任せられているのか、あるいは市としての方針があってそれに基づいているのか。</p>	<p>学校においても、「町田市グリーン購入ガイドライン」に基づいた物品調達を行っています。しかし、実際に購入する商品自体は、現場の事情により異なってくるため、「品質優先」等の理由で非適合商品を購入するケースが見受けられます。</p>
	<p>一般廃棄物と産業廃棄物の排出量とは分別した資料で確認致したい。</p>	<p>※追加資料で対応</p>
<p>指定管理施設における業者変更による設備入れ替えによって廃棄物が大量にでたとあったが、このあたりは、選定方法に工夫をすることによって、避けられるのではないかと。</p>	<p>今回廃棄物増加の要因となった産業廃棄物については、指定管理者の所有物(スポーツジムの器具等)であり、こうしたものの廃棄の判断・処理等は指定管理者の責任において行っています。 所管課の見解では、そういった備品等の処理に関する指示を指定管理者選定時の仕様書等に記載することは現実的ではないということでした。また、今回の産業廃棄物は、もともとリース品だったものを指定管理者が引き取り、継続的に使用していたが、契約更改を機に、老朽化の程度を鑑みて廃棄することとしたようです。 なお、指定管理者制度対象施設においても、市有施設同様に「環境配慮行動計画」に基づくEMSの取り組みを推進していただいています(「資源ごみ」は極力リサイクルすること等)。</p>	
<p>内部監査</p>	<p>環境法令遵守チェックシートには、フロン排出抑制法、廃棄物処理法、PCB特措法、家電リサイクル法しか載っておらず、それ以外にも環境関連法令は多々あるはずである(例えば、エコアクション21地方公共団体向けガイドライン2009年版のP27参照)。また、部署や施設ごとに適用法令は異なってくることから、今後は部署や施設の活動に応じた環境法令リストを部署や施設ごとに整備していく必要がある。</p>	<p>環境法令に限らず、業務を行う上での法令管理は各部署が対応し、法令に適合した執行をしています。町田市EMSでは、各部署の自主的な取り組みをサポートし、更なる法令遵守意識を促すため、主要な業務に関連する環境法令の遵守状況確認を行っていくこととしています。 また、不適合案件の全庁的な確認については、内部環境監査監査後の情報提供で各所管課に対応を促しています。今年度からは、チェックシートを使用した職員自身による確認を追加し、部署ごとの法令遵守体制強化を図っています。</p>
	<p>2018年度内部環境監査において不適合となった3件のうち2件は、廃掃法で義務づけられているマニフェスト交付状況報告を怠っていたという法令違反の事案であり、担当者の認識不足では本来済まされない問題である。これら事案は氷山の一角であるかもしれず、他にも同様の違反が放置されていないか、改めて全庁的に確認すべきだと思われる。</p>	<p>環境法令に限らず、業務を行う上での法令管理は各部署が対応し、法令に適合した執行をしています。町田市EMSでは、各部署の自主的な取り組みをサポートし、更なる法令遵守意識を促すため、主要な業務に関連する環境法令の遵守状況確認を行っていくこととしています。 また、不適合案件の全庁的な確認については、内部環境監査監査後の情報提供で各所管課に対応を促しています。今年度からは、チェックシートを使用した職員自身による確認を追加し、部署ごとの法令遵守体制強化を図っています。</p>